

しずぎんフリーローン〔借入申込書表面規定〕

1. 私は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」といいます）から下記借入要項のとおり金銭を借入れるに際し、エム・ユー信用保証株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アイフル株式会社（あわせて以下「保証会社」といいます）に保証を依頼のうえ、借入を申込みます。
2. 承諾いただいたうへは、保証会社の保証に基づき、裏面の契約規定を承認のうえ、銀行より金銭を借り受けます。また、裏面の保証委託約款の各条項に従い、保証会社に債務保証を委託します。
3. 私は、私がこのしずぎんフリーローン借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書（以下「本申込書兼契約書」）に記入した内容が事実であること、裏面の契約規定第5条第1項に定める暴力団員等または同条各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、同条第2項に定める行為を行わないこと、および本申込書兼契約書に基づく借入金を事業資金、投機資金または公序良俗に反する資金として使用・流用しないことを表明・確約し、当該表明・確約に違反した場合には、融資の謝絶もしくは融資承認の取消しがされること、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い直ちに弁済すべきこと、また、これより私に損害が生じても、銀行に何らの請求をせず、銀行に損害が生じたときは私がその責任を負うことについて承認します。
4. 私は、銀行が借入要項により返済用口座に元金を入金した場合には、当該入金をもって、この証書に基づく契約（以下、「この契約」という）が成立するものとし、私はこの証書記載の条項を承認のうえこの契約に従ってその元本を返済し利息を支払うことを約します。
5. 私は、ローンの契約日および保証委託契約日を銀行がローンの融資を実行した日とすることに同意します。
6. 借入金額およびその内訳金額については、私が本申込書兼契約書に記入した金額の範囲内において銀行が決定した決定融資金額およびその内訳金額となること、借入利率は銀行の審査により決定されることを了承します。
7. 元利金返済額、第1回返済日、第2回以降返済日および最終返済日は、借入金額およびその内訳金額、契約日、私が記入した返済日ならびに決定借入期間により、銀行が決定することを了承します。
8. 第三項により決定された事項に基づき、銀行が決定融資金額およびその内訳金額、決定借入期間、第1回返済日、第2回以降返済日ならびに最終期限を本申込書兼契約書に記入することを了承します。
9. この取引に付帯する収入印紙代は、銀行所定の日借主名義の下記の預金口座から自動支払の方法または融資金からの差し引きにより支払うことを了承します。
10. 申込書記載内容等に関し、銀行もしくは保証会社より照会の連絡があることについて了承します。
11. 規定、保証委託約款は当行ホームページ(<https://www.shizuokabank.co.jp/>)に記載されています。